



定額減税補足給付金・令和6年度物価高騰対応重点支援金

国から発表された情報に基づき、支給に向けた準備を行っています。詳細は決まり次第、市ホームページ、「つながり」でお知らせします。

■定額減税補足給付金

令和6年度個人住民税および令和6年分の所得税に係る定額減税に対して補足給付金の支給を行います。

支給額=下記の①と②の合計額(合計額を万円単位で切り上げ)

①個人住民税：定額減税可能額(1万円×減税対象人数^{※1})－令和6年度個人住民税所得割額

②所得税：定額減税可能額(3万円×減税対象人数^{※1})－令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額^{※2})

※1 「減税対象人数」とは、納税義務者および配偶者を含めた扶養家族の合計人数です。

※2 令和6年分所得税額は令和6年中に確定しないため、令和5年分の所得税額からの推計により算出します。

支給対象=定額減税前の「令和6年度個人住民税所得割額」または「令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)」から定額減税可能額を控除しきれない人



詳細はこちらから

■令和6年度物価高騰対応重点支援金

国の経済対策として、物価高騰による影響が大きい低所得の世帯に対して支援金を支給します。

下記の支援金および他市区町村における同様の給付金の対象となった世帯は対象外です。

- ・令和5年度大和郡山市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援金(3万円・7万円)
- ・令和5年度大和郡山市物価高騰対応重点支援金(均等割)(10万円)
- ・令和5年度大和郡山市物価高騰対応重点支援金(こども加算)(5万円)

①令和6年度非課税、令和6年度均等割のみ課税

支給額=1世帯あたり10万円

支給対象=基準日(令和6年6月3日)において大和郡山市に住民登録があり、令和6年度の住民税所得割が新たに非課税となった世帯

②令和6年度こども加算

支給額=対象児童1人あたり5万円

支給対象=上記①の支給対象世帯のうち、基準日(令和6年6月3日)において支給対象世帯と同一となっている18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯

※児童福祉施設等へ入所している児童は、住民票上同一であっても給付の対象になりません。



詳細はこちらから

■問合せ(定額減税補足給付金・令和6年度物価高騰対応重点支援金)

給付金担当窓口(市役所3階 301会議室・コールセンター ☎ 85-4610・平日9時～17時まで)

支援金の給付をかたった詐欺にご注意ください

大和郡山市が、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることや、キャッシュカードの暗証番号をうかがうこと、支援金の支給のための手数料の振込を求めることは絶対ありません。また、メールによる支援金のお知らせは一切行っておりません。

自宅や職場等に不審な電話やメール等があった場合は、下記までご相談ください。

問合せ=郡山警察署(☎56-0110)、最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)



奈良県警察 HP